

「北海道防災教育アドバイザー制度」取扱要領

第1 目的

市町村や自主防災組織等が、自然災害や防災に関する専門的知識や被災経験を有する者として登録された「北海道防災教育アドバイザー」（以下「アドバイザー」という。）から講演や指導、助言等を受けることにより、地域の防災教育を推進することを目的とする。

第2 内容

北海道は、自然災害や防災に関する専門的知識や被災経験を有する者をアドバイザーとして登録し、市町村や自主防災組織等からアドバイザー紹介の申請があった場合はアドバイザーと調整を行い、紹介することにより、市町村や自主防災組織等の防災教育の取組を支援する。

第3 アドバイザーの要件

アドバイザーは、自然災害や防災に関する専門的知識や被災経験を有する個人又は団体とする。

第4 アドバイザーの登録

- 1 北海道は、アドバイザーとしての要件を満たすと認められる者に対し、「北海道防災教育アドバイザー依頼書（別紙様式1）」により個人又は団体代表者へ依頼するとともに、「北海道防災教育アドバイザー登録承諾書（別紙様式2）」により個人又は団体代表者の承諾を得て登録する。

なお、必要に応じ、本人の所属長に対し、「北海道防災教育アドバイザー登録承認依頼書（別紙様式3）」により所属長に承認を依頼するとともに、所属長から、「北海道防災教育アドバイザー登録承諾書（別紙様式4）」の提出を受けるものとする。

- 2 登録期間は2年以内とするが、再任することができる。
- 3 登録を承諾したアドバイザーは、別途「北海道防災教育アドバイザープロフィールカード（別紙様式5）」を北海道に提出する。
- 4 北海道は、登録したアドバイザーの名簿（「北海道防災教育アドバイザープロフィールカード」記載の（1）から（6）を含む）を作成し、ホームページ等により公開する。
- 5 アドバイザーは、「北海道防災教育アドバイザープロフィールカード」に記載した内容に変更が生じた場合は、随時、その変更内容を、北海道へ報告するものとする。

第5 アドバイザーの業務

アドバイザーは、市町村や自主防災組織等の要請に応じて、次の業務を行うこととする。

- 1 自然災害に関する専門的知識の提供及び災害教訓の伝承（研修会の講師等）
- 2 防災教育に関する手法や、その具現化に必要な手段についての指導や助言（研修内容の企画や教材開発等）
- 3 地域防災に関する課題解決のために必要な情報の提供
- 4 防災に関する計画づくりの支援
- 5 避難所運営ゲーム（HUG）北海道版等の防災教育教材の実施
- 6 その他、防災教育の推進に関する事項についての指導や助言等

第6 アドバイザーとの連絡調整等

- 1 アドバイザーの紹介を希望する市町村や自主防災組織等は、希望するアドバイザー名、日時、場所、希望する指導及び助言内容等を「北海道防災教育アドバイザー紹介申請書（別紙様式6）」により北海道に申請する。
- 2 北海道は、アドバイザーと連絡調整を行い、アドバイザーの対応可否について、市町村や自主防災組織等に回答する。
- 3 アドバイザーの内諾後は、市町村や自主防災組織等がアドバイザーと直接連絡調整するものとする。

第7 活用結果の報告

市町村や自主防災組織等は、事業終了後、「北海道防災教育アドバイザー制度活用結果報告書（別紙様式7）」を北海道に提出するものとする。

第8 謝金等の支給

アドバイザーから指導及び助言等を受けた市町村や自主防災組織等は、あらかじめ相互に確認した額の謝金及び旅費をアドバイザーに支払うものとする。

第9 道としての取組

地域における防災教育の取組を推進するため、道が直接本制度を活用した取組を実施することがある。

第10 守秘義務

北海道及び市町村、自主防災組織等は、本事業により知り得たアドバイザーの個人情報（ホームページ等に掲載されている個人情報を除く）を外部に漏らしてはならない。

第11 アドバイザーの辞退

アドバイザーは、登録を辞退したい場合、北海道に「北海道防災教育アドバイザー登録辞退申出書（別紙様式8）」を提出し、北海道はこれを受けて当該登録を抹消する。

第12 免責事項

北海道は、申請者とアドバイザーとの間に生じた争いに対して、一切責任を負わない。

第13 アドバイザーの登録抹消

北海道は、既に登録されているアドバイザーに関し、「北海道防災教育アドバイザー」としてふさわしくないと判断した時は、いつでも登録を抹消できる。

第14 その他

この要領に定めるもののほか、必要な事項については別に定める。

附 則

この要領は、平成28年5月9日より施行する。